

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第56号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則（平成19年新潟県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(別表備考の一体的に提供している場合) 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 (1) <u>訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> のうちいずれか2以上の介護サービス (2) (略) (3) <u>訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護又は複合型サービス</u> のうちいずれか2以上の介護サービス (4)～(12) (略) (13) <u>小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス</u> のうちいずれか2以上の介護サービス (14) (略)	(別表備考の一体的に提供している場合) 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいずれかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 (1) <u>訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護</u> のうちいずれか2以上の介護サービス (2) (略) (3) <u>訪問看護、介護予防訪問看護又は療養通所介護</u> のうちいずれか2以上の介護サービス (4)～(12) (略) (13) <u>小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</u> (14) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。